

# 熊本県公報

第 1 1 6 1 9 号  
平成 19 年 11 月 5 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○道路の供用開始	( " ) 2
○宇城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更許可	(市町村総室) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 2
○ " "	( " ) 3
○ " "	( " ) 3
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 3
○一般国道 443 号廃道敷の一般競争入札	(道路保全課) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 940 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 5 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219 号	球磨郡球磨村大字一勝地丁字向淋	前	11.0	31.7	交安統合
		503 番地先から	後	11.8		
		同所	前	12.2	31.7	
		503 番地先まで	後	13.0		
一般国道	445 号	球磨郡五木村横手	前	5.2	173.0	地域連携 国道
		4953 番 3 地先から	後	8.6		
		同所	前	8.1	173.0	
		4951 番地先まで	後	11.6		
主要 地方 道	本渡牛深 線	天草市河浦町宮野河内字黒崎	前	6.6	43.8	災害防除 工事
		1423 番 3 地先から	後	8.0		
		同所	前	27.4	43.8	
		1423 番 2 地先まで	後	41.8		
		天草市五和町城河原一丁目字道金	前	5.0	39.0	

一般 県道	坂瀬川御 領線	同所	3586 番 2 地先から		21.4	災害防除 工事
				後	5.0 ～ 23.4	
			3586 番 2 地先まで			
一般 県道	三本松甲 佐線	同所	上益城郡甲佐町大字上揚	前	5.5 ～ 8.5	118.0
			882 番地先から			
				後	5.5 ～ 8.5	118.0
			343 番地先まで		6.5 ～ 7.2	106.0
						仮設道路

2 区域を変更する期日 平成 19 年 11 月 5 日

**熊本県告示第 941 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 5 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	矢護川大津 線	菊池郡大津町大字大津字東弥護免	42.0	単道改
		530 番 2 地先から 同所 532 番 6 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 11 月 5 日

**熊本県告示第 942 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、平成 19 年 10 月 11 日付けで宇城広域連合長から申請のあった宇城広域連合の処理する事務及び規約の変更を平成 19 年 10 月 26 日付けで許可した。

平成 19 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 943 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 944 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 945 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、阿蘇郡高森町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 894 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニー水前寺店 熊本県熊本市水前寺一丁目 17 番 29 号  
新外ショッピングセンター 熊本県熊本市新外二丁目 2861 番 1 ほか
- 2 変更した事項

店 舗 名	変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
サニー水前寺店	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社サニー 代表取締役 中村一夫	株式会社サニー 代表取締役 野田 亨
新外ショッピングセンター	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		

- 3 変更の年月日  
平成 19 年 8 月 28 日
- 4 変更する理由  
代表者変更による
- 5 届出年月日  
平成 19 年 10 月 19 日

- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成19年11月5日から平成20年3月5日まで

**熊本県公告第895号**

県有財産を次のとおり売却する。  
平成19年11月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
上益城郡御船町大字御船字上圀 1075 番 2  
雑種地 30.11 平方メートル  
最低売却価格 681,991 円
- 2 入札日時  
平成19年11月26日(月)午前10時
- 3 入札場所  
熊本県庁行政棟本館11階 1101会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、予め次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
(1) 提出方法 持参又は郵送による。  
(2) 提出期限 平成19年11月19日(月)午後5時  
(郵送の場合は提出期限までに必着)  
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部道路保全課
- 9 入札に参加しようとする者は、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 個人の場合 印鑑証明書  
(2) 法人の場合 印鑑証明書  
(3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類及び委任状
- 10 その他  
(1) 契約締結期限 平成19年12月6日(木)  
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館11階 熊本県土木部道路保全課  
(4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ入札するものとする。  
(5) 問い合わせ先  
熊本県土木部道路保全課(電話096-333-2495)